

電子書籍出版契約書

著作者名 旅的 太郎

書名 旅的太郎の電子書籍

上記著作物を電子書籍化出版することについて、

著作権者 を甲とし、

出版者 オフィスタंकバッグ を乙とし、

両者の間に次のとおり契約する。

平成 年 月 日

甲（著作権者）

住所

氏名

印

乙（出版権者）

住所 岩手県花巻市吹張町10-35

名称 オフィスタंकバッグ

氏名 代表 佐々木 直子

印

第1条 (著作権の設定)

1. 甲は、表記の著作物の著作権を乙に対して設定する。
2. 乙は、本著作物を電子書籍として制作し、頒布する権利を占有する。
3. 甲は、乙が本著作物の著作権の設定を登録することを承諾する。

第2条 (出版の責任)

1. 乙は、本著作物の制作ならびに頒布の責任を負う。

第3条 (著作権の存続期間)

1. 第1条により設定された乙の著作権は、甲乙いずれからか文書を持って終了する旨の通告がない限り、存続するものとする。

第4条 (排他的使用)

1. 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第5条 (類似著作物の出版)

1. 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版することができる。ただし、事前に甲と協議のうえでなければならない。
2. 甲が、類似著作物を出版する場合、乙が制作した本著作物の使用はできない。

第6条 (内容の責任)

1. 甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

第7条 (校正の責任)

1. 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。

第8条 (費用の分担)

1. 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。

第9条（著作者人格権の尊重）

1. 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

第10条（改訂版・増補版の発行）

1. 本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。

第11条（贈呈部数等）

1. 乙は、著作物完成の際に CD-ROM を制作し 5 部を甲に贈呈する。
2. 甲が寄贈などのために本著作物（贈呈用の CD-ROM）を購入する場合は、定価の 50% とする。

第12条（著作権使用料および支払方法・時期）

1. 乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

著作権使用料 定価より経費（クレジットカード決済手数料 6% + サーバー決済手数料 30 円）を差し引いた額の 50% を支払う。

支払い方法・時期 毎月末日に締め、翌月の末日に指定銀行口座に振り込む。振り込み手数料は乙の負担とする。

支払い額の下限 著作権使用料が、5,000 円に満たない場合は、振り込みを留保し、5,000 円に達した月に振り込むこととする。

第13条（二次的使用）

1. この契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画・貸与等、その他二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第14条（著作権または出版権の譲渡・質入）

1. 甲が著作権の全部もしくは一部を、または乙が出版権を、第三者に譲渡または質入れしようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とする。

第15条（災害等の場合の処置）

1. 地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったとき、または、この契約の履行が困難と認められるに至ったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。

第 16 条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第 17 条 (契約内容の変更)

1. この契約の内容について追加・削除その他変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

第 18 条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、この契約の履行に関連して知り得た相手方および相手方の取引先等に関するすべての秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第 19 条 (個人情報の取扱い)

1. 甲および乙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の出版およびそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。

2. 甲は、乙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。

第 20 条 (契約の尊重)

1. 甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文 2 通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。